

日本肺癌学会認定医制度規則

第1章 総則

第1条 診断・治療法の進歩が著しい肺癌診療において、専門領域以外の知識・エビデンスをカバーする学会認定の肺癌認定医を育成し、肺癌診療の標準化と更なる発展を目指す。

第2条 前条の目的を達成するために、日本肺癌学会認定医制度委員会（以下「認定医制度委員会」という）は、認定医審査小委員会・認定施設審査小委員会・試験問題作成小委員会・暫定指導医審査小委員会を設置し、日本肺癌学会認定医（以下「認定医」という）、肺癌暫定指導医、肺癌認定施設を認定する。

第3条 認定医制度委員会は、認定医審査小委員会・認定施設審査小委員会・試験問題作成小委員会・暫定指導医審査小委員会を管掌し、本制度の維持と円滑な運営を図り、認定を育成するための諸制度を審議検討する。

第4条 認定医審査小委員会・認定施設審査小委員会・試験問題作成小委員会・暫定指導医審査小委員会は、各々次の業務を行う。

- (1) 認定医審査小委員会は、認定医の認定に関する諸業務を行う。
- (2) 認定施設審査小委員会は、認定医制度実施に必要な肺癌教育認定施設の認定に関する諸業務を行う。
- (3) 試験問題作成小委員会は、認定医の認定に必要な試験問題の作成と評価に関する諸業務を行う。
- (4) 暫定指導医審査小委員会は、認定医制度における教育、指導の任にあたる指導者の認定に関する諸業務を行う。

第5条 認定医及び暫定指導医は、肺癌診療における知識及びその実践を支える基本的技術を有するものとして、認定医制度規則により認定証を授与する。

第2章 認定医の申請・審査・認定

第6条 認定の新規認定を申請する者（以下、新規申請者と略記）は、次の各号に定める条件を有する。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 本学会の会員歴が5年以上であること（申請時において当該年度までの年会費納入済であること）
- (3) 基本領域学会（内科、外科、放射線科、病理）の認定医または専門医

資格、それに相当する専門医のいずれかの資格を有すること

(4) 非喫煙者であり、たばこ製造企業やまたその関連企業との利益相反がないこと

(5) 規定期間に内に、以下の①～③に示した審査基準を満たす、肺癌・胸部悪性腫瘍に関する業績を有していること。

① 胸部悪性腫瘍に関する論文（過去 10 年間）

・筆頭著者の場合は 1 編、共著者の場合は 2 編を必須とする。

・対象となる論文については別に示す（付録 1）。

② 本法人年次学術集会の出席 2 回以上（過去 5 年間）

③ 本法人年次学術集会または支部会における筆頭演者発表 1 回、または共同演者発表 2 回（過去 5 年間）

(6) 胸部悪性腫瘍（肺癌など）診療におけるいずれかの実績を有すること

症例実績のうち、最低 50% は教育施設において経験した症例を含むこと
(例：内科であれば 50 例中 25 例は教育施設における症例であること)。

また、症例実績は自分が主治医では無くても、チームの中で指導的立場として治療方針決定に関与した症例も対象と出来ることとする。

① 内科医あるいは外科医として過去 5 年間で 50 症例の肺癌診療実績を有すること

② 病理医として過去 5 年間で 20 症例以上の肺癌診断実績を有すること。ただし、細胞診、生検、手術検体いずれも可であるが、同時期同一症例ではないこと。ゲノム診断については、それだけ（他の診断や臨床症例がない方）で応募する人に限る。

③ 放射線科診断医として過去 5 年間で 50 症例以上の胸部悪性腫瘍症例の放射線診断レポートを作成していること（ただし、同じ症例で複数回、同一検査を施行している場合には 1 症例とする）。

④ 放射線科治療医として、過去 5 年以内で年間 15 症例以上または過去 5 年間で合計 30 症例以上の胸部悪性腫瘍症例に対する診察・放射線治療計画の立案・経過観察をおこなった実績を有すること（肺癌の脳転移や骨転移症例も 1 症例とする）。

(7) 認定施設に通算 2 年以上在籍している（過去 10 年間）。

(8) 上記(1)～(7)までの書類審査すべてを満たすことが確認された場合に認定医試験を受験可能とする。

第7条 新規申請者は、次の各号に定める申請書類を添えて申請する。

- (1) 認定医申請書
- (2) 医師免許証のコピー
- (3) 基本領域の専門医（認定内科医、総合内科専門医、内科専門医、外科専門医、放射線科専門医、病理専門医）、もしくはその他専門医・認定医（呼吸器専門医、呼吸器外科専門医、放射線治療専門医、放射線診断専門医、がん治療認定医、がん薬物療法専門医）のいずれかの専門医または認定医の資格を証明するコピー
- (4) 肺癌・胸部悪性腫瘍に関する論文のコピー
- (5) 本法人年次学術集会参加証のコピー（過去5年間のうち2回）
- (6) 本法人年次学術集会または支部会における発表を証明する抄録のコピー
- (7) 診療実績証明証
- (8) 業績対象期間延長申請書（必要な申請者のみ）

第8条 認定医制度委員会、認定医審査小委員会は、申請書類に基づいて有資格と認められた申請者対象に試験を実施し、必要な条件を満たすものを肺癌認定医として認定する。

第9条 理事長は、認定医制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て認定証を交付する。

第3章 認定医の更新

第10条 5年ごとの更新とし、更新申請者は、申請時に次の各号に定めるすべての条件を要する。

- (1) 認定医の資格を有する
- (2) 基本領域学会の認定医または専門医資格を有すること
- (3) 業績として肺癌診療に関する一定の研修業績を有すること（必要基本単位数30単位）
- (4) 本法人年次学術集会に5年間に2回以上出席していること
- (5) 認定施設において下記の勤務を要件とし、認定施設の指導医がその業績を認めたもの
 - ① 認定施設において年間20例以上の登録があった施設においては1年間
 - ② 認定施設において5年間で50例以上の登録があった施設においては2年間以上

第11条 更新申請者は、次の各号に定める申請書類を提出する。

- (1) 認定医更新申請書
- (2) 基本領域学会の認定医または専門医資格を証明するコピー
- (3) 研修業績書
- (4) 本法人年次学術集会参加証のコピー
- (5) 認定施設における在籍証明証あるいはコピー

第4章 認定医資格取り消し及び停止

第12条 認定医として認定されたものが以下に該当した場合、本法人理事会の議をへて認定医の資格を取り消し、または期限付きで資格停止とすることができる。ただし、本人の意志に反する場合、その認定医に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本人が正当な理由を付して、認定医としての登録を辞退したとき
- (2) 認定医の更新申請を行わなかったとき
- (3) 本学会会員資格を喪失したとき
- (4) 申請書に虚偽あるいは偽造が認められたとき
- (5) その他、認定医として不適当とみとめられたとき

第13条 やむを得ない事情により認定医の認定を抹消された者については、本学会理事会の議をへて、認定の復活を認めることができる。

- (1) 前条第1号、第2号及び第3号に基づき認定を抹消された者は、抹消された翌年以降に新規申請を行うことができる。
- (2) 前条第4号に基づき認定を抹消された者も、新規申請を行うことができるが、抹消された日から3年間は、これを認めない。

第5章 認定施設の申請

第14条 申請により次の各号に定めるすべての要件をみたす施設を肺癌認定施設として認定する。

- (1) 認定医指導責任者または暫定指導医が常勤していること。
- (2) 以下の①～③のいずれかを満たすこと
 - ① 肺癌合同登録、NCD[National Clinical Database]登録が年間20例以上（直近5年間で1年間でも20例以上であれば可）または、過去5年間で50例以上であること。
 - ② 日本肺癌学会が関連する研究事業（産学共同事業）に参加し、最低1

例の登録がなされている

- (3) 5年間で本法人年次学術集会または支部会において、施設として筆頭演者発表5回以上（最低1回は本法人年次学術集会の発表を含む）
- (3) 胸部悪性腫瘍に対する診療（手術、薬物治療、放射線治療、緩和治療、画像診断、病理診断等）が年間50例以上施行されていること（直近5年間で1年間でも50例以上であれば可）。
- (4) 十分な指導体制（キャンサーボードの実施など）がとられていること。
- (5) 施設IRB（倫理委員会）が機能していること。または、施設IRBがない場合等は、連携施設等の外部IRBで臨床研究・試験の審査を受けられる体制があること。
- (6) 病理学会認定病理専門医、日本専門医機構認定病理専門医が勤務していること（非常勤の病理医を可とし、他施設（検査会社含む）との連携で病理診断している場合も可とする）。

第15条 認定施設を申請する医療施設は、以下に定める書類を施設長名で本法人理事長に提出する。

- (1) 認定施設申請書
- (2) 常勤の指導医または暫定指導医の在籍証明書
- (3) 第14条第6項に関連する病理専門医の証明証

第16条 認定医制度委員会、認定施設審査小委員会で申請書類による審査を行い、規定を満たす医療施設を認定する。

第17条 本法人理事長は、前条の認定施設に対して理事会の議をへて認定証を交付する。

第18条 認定施設の認定期間は5年間とする。認定の更新手続きは、第12条の規定を準用する。

第19条 本法人理事長は、認定施設として不適当と思われる医療施設に対して、理事会の議をへて認定施設辞退を勧告することができる。

6章 認定医指導責任者

第20条 次の各号に定めるいずれかの資格条件をみたす者を認定医指導責任者としてみとめる。

- (1) 更新を経て、継続して認定医の資格を有していること。

- (2) 認定医資格の取得を必須条件としている基本領域学会の認定医または専門医資格を有すること。

7章 規則の変更

第21条 本規則を変更する場合は、認定医制度委員会で審議し、理事会において議を経る必要がある。

補則

本規則の施行に伴う細則は、別に定める。

附則

暫定措置による暫定指導医の認定は、2024年度から2028年度までとする。

本規則は、令和6年10月31日より施行する。

本規則は、令和8年2月13日より改正する。